

平成 29 年度第 4 回環境審議会 議事要旨

日時／平成 29 年 12 月 27 日（水）13:30 ～ 15:30

場所／酒田市役所 3 階 第 1 委員会室

出席者／別添次第のとおり

1. 開 会

(略)

2. 市民部長あいさつ

(略)

3. 議事

事 務 局

それでは、3 議事に入ります。本日は、酒田市景観審議会との合同での開催でございますが、この後の進行については、環境審議会の会長が議長を務めるということで、景観審議会にもご了解をいただいております。

議 長

では、議事に入ります前に、私から環境審議会について、ご報告がございます。市長より当審議会宛に諮問がございました。諮問文については、お手元に写しを配布させていただいておりますので、ご覧ください。以上、ご報告いたします。

それでは、これより議事を進めます。はじめに、審議会の進め方について、事務局から説明願います。

3 (1) 審議の進め方

事 務 局

はい、では、説明の前に、前回の 6 月に開催されました第 2 回の環境審議会において、委員より、「秋田県や青森県では、風力発電施設の建設が進んでいるが、どのように課題をクリアしてきたのか。土地や環境が違うため、単純に比較できないとは思いますが調べてほしい。能代の風車を視察に行ったことがあるが、

反対の声はなかったと聞いている。」という意見がありました。この件に関し、事務局で調査を行いましたので、はじめにその結果をご報告申し上げます。

調査は、当市と自然条件等が類似している秋田県内において、過去5年間に複数の風力発電施設が建設された市町村(秋田市、男鹿市、潟上市、能代市、由利本荘市)の担当者に、電話で聞き取りを行うという方法で行いました。

結果は、

- ・事業者が丁寧に環境アセスメントなどの説明をした
- ・住宅等から距離が離れていること、説明会も丁寧に行われたとのことで、特別に反対はなかったということでした。以上でございます。

それでは、続きまして審議会の進め方についてご説明申し上げます。本日の審議会は、これまで環境影響評価という形で環境審議会、景観審議会からも、ご意見を頂戴してまいりました本市沿岸部での、風力発電施設建設に係るものでございます。県立自然公園条例及び申請内容については、この後、ご説明申し上げますが、私からは、当諮問に係る審議の進め方についてご説明申し上げます。

通例では、事前に送付された資料をご覧いただき、すぐに審議をお願いしていたところでございますが、より適正な審議を期するため、制度や諮問の内容について確認する機会を設けたものでございます。本日は、県立自然公園条例などの制度、申請内容についての確認のみを行い、意見交換等については、後日、改めまして行うことといたします。

については、本日は、制度及び申請内容の確認に関する事のみを議事とし、その他の意見や所感等にかかる発言はお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、審議の日程については、現在のところ、景観審議会については1月15日、環境審議会については1月17日を予定し

ております。委員の皆さまには、重ねてご足労いただくこととなり恐縮ですが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。続いて、本日の進め方についてご説明申し上げます。まず、県立自然公園条例などの制度等につきまして事務局より説明申し上げます。これを踏まえて、はじめに県企業局の申請内容についての説明及び質疑を行います。説明及び質問への回答については、事務局よりお答えいたしますが、なお確認を要する事項については、申請者である山形県企業局から補足の説明をいただきます。この際、質問内容の整理のため休憩を挟む予定です。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

県企業局の申請についての質疑が終了した後、酒田市についても同様に説明、質疑を行い、概ね 15 時 30 分の終了を予定しております。

議長 　　ただいま、事務局より説明があったとおり、本日は制度、申請内容についての確認のみを行い、意見交換については、後日、改めまして行うことといたします。

では、事務局より山形県自然公園条例等にかかる説明をお願いします。

3 (2) 県立自然公園条例等について

事務局 　　(略) (資料説明)

3 (3) 庄内海浜県立自然公園内における風力発電施設の新築許可申請及び新築行為届出に関する概要等について

① 山形県企業局申請分

事務局 　　(略：資料説明)

議長 　　はい、ありがとうございました。では、ご質問ございます方はご発言をお願いします。

委員 進行上の確認ですが、冒頭にあるいは事前の案内に、今日は審議や意見交換は行わない、発言は差し控えよということを3度くらいおっしゃった訳ですが、質問していいというのは、どこまでの範囲の質問でしょうか。

議長 説明されたことに対する質問ということだと思います。

委員 申請書・届出書の中で、5ページに書かれていますように、総事業費が約38億円となっておりますが、売電単価22円(/kWh)となっています。そのところで、教えていただきたいのですが、撤去計画がある以上は、撤去費用はこれに入っているという理解でよろしいですか。この38億円という計算は、撤去の費用も見込んでいるのか、いないのかということをお明らかにしてほしい。撤去費が入っていないのであれば、撤去費はどの程度見積もっておられるのか教えていただけますでしょうか。

それから、計画の経済性、コストの計算にも関わってくるのですが、この売電単価で運用期間はどの程度、何年見込んでいるのか。その中で、総事業費がペイできるかどうか、1個1個定義していただく資料がないと、途中で赤字になってしまうことがあり得るかもしれないので、そのようにならないようここでご質問したいのですが、運用期間の想定と、それは一方で耐用年数なのかもしれませんが、その数値等を教えていただきたい。

議長 事務局の方で、今ご回答できますでしょうか。

事務局 こちらのほうで把握しておりますことは、運用期間ですけれども、平成33年～平成52年ということは聞いておりますけれども、その他につきましては、申し訳ございませんが、後ほど企業局の方からお答えさせていただきたいと思っております。

委 員 単純な疑問ですが、総事業費に撤去費用が含まれているか、いなか
いかも事務局の方でわからないという理解でよろしいですか。

事 務 局 申し訳ございません。

議 長 その他質問ございませんでしょうか。

委 員 今回、第 3 種特別地域と普通地域に分かれている許可と届出とい
うことでお話いただいた訳ですが、前提としまして区域の平面図ですが、9 ページの図面だけでは、東西南北がどちら
なのかわからない。ですから次回までに、第 3 種特別地域と普通地域の線引きされた区域図を示していただかないと、先ほど
話を聞いただけでは、どのように区域に引っ掛かっているのかわかりませんので、その辺の資料を示していただきたいと思
います。

事 務 局 それにつきましては、次回もしくはその前に資料として送らせて
いただきたいと思います。

議 長 その他いかがでしょうか。では、確認を要するものについては、
事務局で整理した後、申請者より補足してもらうことにしたい
と思います。

事 務 局 ご質問の内容を確認させていただきたいと思います。一つ目は、
撤去費用が総事業費に入っているかという点が一つ。それから
撤去費用がいくらかということ。

委 員 入っても、入っていなくとも、撤去費用としていくらなのかとい
うことです。

事務局 それから、売電単価でペイできるかというご質問でございますか。

委員 耐用年数と総費用、総費用が確認できないと計算もできないでしょうけれども、計算してると思いますから、売電単価に見合う総事業費で収まるのかどうか、収まるという見込みをもって行っているのかどうか確認をしていただきたい。

事務局 委員からいただきましたのは、図面を提示させていただくようにいたしますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局の方で事業者の方に確認させていただきたいと思いますので、2時半に再開させていただきたいと思います。

議長 補足説明に整理が必要とのことですので、2時半まで休憩したいと思います。よろしく願いします。

(休憩)

議長 では、再開したいと思います。先ほどの質問についての補足説明をお願いします。

事務局 県の企業局から補足説明をお願いいたします。

県企業局 ご質問に対してのお答えを私の方からさせていただきます。まず初めに、総事業費の中に撤去費はみているのかというご質問だと思いますけれども、撤去費はみておりまして、金額的には約2億円弱くらいです。20年間で採算がとれるのかということですが、こちらの試算では18年ほどで採算がとれるというところでございます。

議 長 ありがとうございます。今のご回答でよろしかったでしょうか。

委 員 まずは。

事 務 局 先ほど委員の方からご依頼ありました資料の提供でございますが、休憩中に委員の方にもお話しさせていただきましたが、県企業局の方の評価書内の図書にその資料があるか確認しないで、私、“ご用意いたします”と申し上げてしまいました。一度確認させていただいてから、提供できますかどうか判断させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 その他、ご質問よろしいでしょうか。無ければ、これを持ちまして、山形県企業局の申請に関する内容の確認は終了としたいと思います。お疲れ様でした。

② 酒田市申請分

議 長 では、引き続きまして、酒田市の申請分について説明をお願いします。

事 務 局 (略) (資料説明)

議 長 ありがとうございます。では、ご質問のある方はご発言をお願いします。

委 員 丁寧な説明をありがとうございます。10 ページに発電施設の風車からの埋設線の図が書いてありますけれども、送電には電線を使って、風車から送電施設までも当然、電線を埋設する訳ですけれども、埋設する場所というのは申請書の敷地面積に入っているのでしょうか。

議 長 事務局の方でお答えできますか。

事 務 局 送電線路につきましては、敷地面積の方に入っております。

議 長 その他、ご質問ございませんでしょうか。

委 員 県営のときと同じ趣旨からですが、事業を適切に実施できるかどうか心配している観点から、総事業費が書かれていないので、総事業費がいくらかであって、そのうち撤去費がいくらになっているのか。同じく、運用期間について教えていただきたいと思えます。

もう一点あるのですが、配布していただいた資料の 17 ページ、全体の平面図のページのところですが、総事業費については、県営と酒田市の費用の分担については、仮設道路の基本的には分担になるのかもしいないと思っております。その境界はどこになるのか、どこの部分から県営の費用で、酒田市の費用はどこから北に位置するのか、境界線はどこで設定されているのか、費用上どこで設定されているのか教えていただきたいと思えます。

もう一点、これは要望になるのですが、撤去計画の中で、基礎部については残すということになっていますが、22 ページの改変区域の復旧イメージ図に明確に書かれていないので、残していくんだということを図からわかるように記載されたものに、できれば差し替えてもらいたい。本文中では残しておくと言われておりますが、この図では誤解を与えてしまうので、イメージとしても明確に示してもらいたい。これは、先ほどの県営の方も同じなので、できれば差し替えを行い、明確にしたものの提示をお願いしたい。

議 長 事務局の方で、今三点ほどご質問がありましたけれども、お答え
できますか。

事 務 局 一点だけお答えできます。供用期間でございますが、申請書にご
ございますように平成33年1月1日～平成52年12月31日ま
での期間が運用期間です。他の点につきましては、事業者の方から
補足説明していただきたいと思ひます。

ご質問の確認をさせていただきたいと思ひます。

一つ目は総事業費がいくらかかるのか。それから、撤去費用がい
くらかかるのか。それから、仮設道路の費用分担はどのようにな
っているのか。

委 員 仮設道路の部分だけが県と市の費用分担になるという理解でよ
ろしかったですか。

事 務 局 その部分も含めて確認いたします。ご要望ということでござい
ましたが、最終ページの図面に基礎部分が載っていないため、基
礎部分を載せた図面に差し替えられないかということでござい
ました。それでは、少しお時間を頂戴したいと思ひます。3時1
0分でいかがでしょうか。

議 長 それでは、3時10分まで休憩としたいと思ひます。

(休憩)

議 長 では、再開したいと思ひます。先ほどの質問についての補足説明
をお願いします。

事 務 局 酒田市政策推進課の方からご説明申し上げます。

市政策推進課 総事業費につきましては、酒田市では約 30 億円と見込んでいるところでございます。続きまして、撤去費用につきましては、概算ではございますが、1 億 5 千万円と考えてございます。続いて 3 問目いただきました仮設道路の費用分担につきましては、お配りしております資料の 17 ページの図面によりまして、ご説明申し上げます。仮設道路につきましては、図面下側に山形県が設置を計画している風力発電設備 3 基ございますが、最も北に位置している山形県の風車から北側につきましては、酒田市で費用を全額負担する考えでございます。山形県の 1 号機風車の南側につきましては、山形県企業局と酒田市と共用する区間になりますので、費用分担は半々と考えております。

議 長 質問者の方、よろしかったでしょうか。

委 員 今のご説明だと、山形県の撤去費用が 2 億円弱と説明がありましたが、酒田市では 1 億 5 千万程度であるということですが、撤去については個別の計画として考えているわけですね。当然、合同の事業ではないので、別々に考えるべき。仮設道路を引くルートというのは、設置計画と同じですよ。赤川の方から北に向かって遠い方の酒田市のエリアがなぜ 1 億 5 千万円程度で済むのでしょうか。

市政策推進課 大変失礼いたしました。1 億 5 千万円というのは、現在の概算では、建設費の 5%と見込んでおりまして、単純に設備を撤去する費用として考えてございまして、現段階で仮設道路に係る費用は見込んでおりませんでした。あくまでも現段階では建設費の 5%という試算ですので、そのような差になったものでございます。

委 員 審議ということではないと思っております。申請書に対しての

確認をしたかった。撤去計画自体は、ブレードやタワーの部分だけということであれば、撤去計画そのものが無いのではないか。撤去計画の中に現状復旧のための費用や機材撤去の費用が当然入っていると文章には書かれている。撤去計画書の中には、作業を行うと書かれていますから、作業費を入れての積算をしなければならいでしょうし、先ほどの県の撤去費の概算もブレードの撤去しか入っていないのですか。県からももう一度説明していただきたいと思います。ブレードとタワーだけの撤去を考えているのであれば、撤去計画に沿った費用の概算ではないということになりますので、適切な工事として運用できるのかどうかというのが心配になってしまう。

議 長 何かご回答ございますか。

市政策推進課 撤去費用につきまして、ご質問・ご意見いただきました。繰り返になりますが、現段階では概算でありまして、現在考えている事業期間が20年と考えてございます。20年後には、資料に示してありますように撤去及び現状復旧などを行う予定でおりますが、詳細な費用というのは現時点でなかなかお出しするのは難しいと思っている。撤去を前提といたしまして、事業期間中に必要となる費用については、積立などをしていきたいと考えてございます。

委 員 ちよつと理解できないんですけども、積算していると話があって、概算はできるわけですね。仮設道路があつて撤去しなければならいことから、仮設道路の撤去費は設置するときの費用と大体同じであると普通は考えられますよね。大きく条件が変わらない限り。そういう積算はできるわけですね。そういう出来ることを概算として入れて提示していただきたいと思います。

市政策推進課 現時点での単価などを考慮いたしまして、撤去の際の仮設敷鉄板の費用なども含めた費用につきましては、改めて持ち帰って検討させていただきたいと思います。

議 長 費用については、20年後について積算するのはやや難しいのかもしれませんが。ただ、今回は環境審議会と景観審議会との合同の会であり、我々はその観点から議論しなければならない立場だと思いますので、積算の話になりますと環境とは、やや異なりますので、別の立場で、例えば議会でご検討いただくことになるような気がするんですけど、如何でしょうか。

委 員 環境審議会だからこそ、適切な事業かどうかという前提がなければ、途中でこの事業が放棄された場合、景観も含めて環境的な議論とはいったい何なのかということになりますので、最低限の前提の条件だと思うんですよね、適切に事業が実施できますよということは。ですから、その担保が無ければ先に進めないくらいのベースとなる話だと思います。県の撤去費2億円という概算も含めて、概算で積算できる訳ですから、費用が様々な条件があって変更になる事業はたくさんありますが、最初の段階では積算はできる訳なので、その時点での状況として費用は出してもらいたいと思っています。

議 長 今回のご説明を聞いて、我々が色々と確認するということがメインの会となっておりますので、委員の意見は意見として事務局から受け止めていただいて、何らかの対応なりを考えていただくということではいかがでしょうか。

事 務 局 貴重なご意見ありがとうございます。今回は申請書に関する説明ということで、申請書につきましては県で受理されたものがございます。県ではこの内容で良いということで通っておりま

して、受理された申請書の内容説明をさせていただく会として開かせていただきました。委員のご意見につきましては、事務局と関係課で協議させていただいて、対応可能かどうかも含めまして、検討させていただきたいと思います。

委員の方から先ほど、申請書に添付してあります22ページ目の差し替えの話がありましたが、すでに申請書自体が県に受理されたものでございますので、差し替えはできないという状況でございます。

議長 では、その他ご質問ございませんでしょうか。無いようであれば、これを持ちまして、酒田市の申請に関する内容の確認は終了といたします。お疲れ様でした。

4. 閉 会 (略)